

【技能実習計画の認定取消の内容】

＜実習実施者＞

- (1) 実習実施者名：株式会社ダイバリー
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 染谷 伸一
- (3) 所在地：茨城県坂東市弓田 2305 番地
- (4) 取り消した計画の認定番号（3件）
 - (いずれも平成 30 年 4 月 10 日認定)
認 1703001621
 - (いずれも平成 30 年 5 月 15 日認定)
認 1703002982、認 1703002983

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき平成 31 年 1 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

3 処分理由

平成 30 年 3 月 23 日、水戸地方裁判所より相続税法違反により懲役 1 年及び罰金 900 万円に処せられ、刑が確定したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 11 号（同法第 10 条第 1 号））に規定する認定の取消事由に該当するため。